

省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業

Q & A 集

■当事業は都内中小事業者が、設備の導入により事業所内のVOC排出量を削減する取組が対象となります。

更新日 令和8年4月1日

【補助対象事業者】	<p>Q101 みなし大企業は対象となりますか。 A101 対象となります。</p>
【補助対象設備】	<p>Q201 デジタル印刷機は当事業の申請対象となりますか。 A201 デジタル印刷機は申請対象の機器となります。</p> <p>Q202 印刷機の要件に「低VOC製品に変更するために導入が必要となるもの」とありますが、VOC排出量がゼロ(0)となる、デジタル印刷機は対象となりますか。 A202 対象となります。 ※低VOC製品とは、現在使用しているものより単位当たりのVOC含有率が低いもの又はVOCを含まないもの。</p> <p>Q203 VOC排出量がゼロ(0)の印刷機を増設する場合も対象になりますか。 A203 対象となります。</p> <p>Q204 VOC排出量が現状の設備より少ないものを導入する場合、印刷機を増設も対象になりますか。 A204 増設設備と既存設備で仕事を分配し、VOC排出量が削減となる計画は対象となります。</p> <p>Q205 既存のデジタル印刷機を別のデジタル印刷機に更新(買替)する場合も対象になりますか。 A205 更新により、VOC排出量が削減できる計画であれば対象となります。ただし裏打ちされた計算書等(メーカーによる保証等)やVOC対策アドバイザーからVOCの排出抑制効果があるとして助言を受け、その旨の報告等により明確に示してください。計画等で助言が必要な時はVOC対策アドバイザーをご活用ください。</p> <p>Q206 更新、新設にかかわらず申請対象になりますか。 A206 更新・新設・増設により設備を導入する事業計画が対象です。ただし、VOCが増加する場合など、一部対象外となる計画があります。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>Q207 設備を導入するにあたり、オプション品も対象になりますか。 A207 設備を稼働させるために必要不可欠な付属機器等は対象になりますが、あくまで生産効率を向上させるためのオプション品は対象外となります(申請者の自己負担となります)。</p> <p>Q208 空調の更新を検討しています。「省エネ促進税制対象機器」から選択すれば対象になりますか。 A208 「省エネ促進税制対象機器」は省エネを基準として定められた要件です。当事業ではVOC削減が可能なケミカルフィルター等と組み合わせしたVOC削減の公的な証明も必要です。</p> <p>Q209 既存設備の撤去・処分に係る工事費は補助対象経費となりますか。 A209 対象となります。ただし、本事業に係る設備の撤去・処分費に限ります。詳細は、募集要項をご確認ください。</p> <p>Q210 新設や増設により、既存設備の使用割合を減らすことでVOC削減が見込める場合は対象になりますか。 A210 結果としてVOCが削減できるのであれば対象になります。ただし裏付けされた計算書等(メーカーの保証)やVOC対策アドバイザーからVOCの排出抑制効果があるとして助言を受け、その旨の報告等により明確に示してください。計画等で助言が必要な時はVOC対策アドバイザーをご活用ください。</p>
【助成対象事業所】	<p>Q301 工場としての許認可等が下りていない事業所である場合でも申請できますか。 A301 建築基準法及び環境確保条例上、工場として位置づけられる場合は必ず、認定書の取得を行ったうえで申請してください。</p> <p>Q302 要件をすべて満たせなかった場合のペナルティはありますか。 A302 要件を満たさない場合は交付決定ができないため、取り下げいただくこととなります。交付決定以降であっても実績報告報告以降、要件を満たさない場合は補助金を減額または、お支払いができない場合がございます。必ず募集要項等を確認の上、申請いただくようお願いいたします。</p> <p>Q303 外注していたものを自社で行うにあたり、VOC削減の設備を導入したいのですが、申請対象となりますか。 A303 外注先で発生していたVOC排出量を、自社で発生していたものとは認めないため対象外となります。ただし、VOC排出量がゼロ(0)の機器を新設又は増設により導入する計画は対象となります。</p>

省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業

Q & A 集

■当事業は都内中小事業者が、設備の導入により事業所内のVOC排出量を削減する取組が対象となります。

更新日 令和8年4月1日

Q304 申請後、間もなく都内から他府県の事業所へ移転を予定しておりますが、申請は可能でしょうか。
A304 都内事業所にて使用いただくことを要件として定めているため申請いただけません。

Q305 他府県に所在する事業者ですが都内の事業所(店舗)の機器導入を検討しています。申請はできますか。
A305 事業者住所が他府県であっても都内の事業所への導入は申請対象となります。

Q306 本社が東京都に所在する事業者であっても他府県の事業所機器の導入は対象になりますか。
A306 都内の事業所に設置することが要件として定められている為、本社所在地が都内であっても他府県の事業所への設置は対象外です。

Q307 複数の事業所を所有(又は使用)している場合、すべての事業所について申請は可能ですか。
A307 可能です。
複数の事業所を所有(又は使用)している場合は、それぞれの事業所毎に申請を行ってください。

【助成金の額】

Q401 補助金の上限、下限はありますか。
A401 上限額は、補助対象設備1台ごとに2,000万円となります。
下限の定めはありませんが、千円未満の端数は切捨てとなりますので、ご注意ください。

Q402 消費税は補助対象になりますか。
A402 消費税は補助対象外です。
その他、補助対象外となる費用については、募集要項をご確認ください。

Q403 交付決定の通知を受けた補助事業実施計画書の変更が必要となり、工事費等が増加してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。
A403 交付決定額の増額は承認しておりません。
交付決定通知書に記載された交付決定額が補助額の上限となります。

【交付申請】

Q501 申請書類の提出はどのようにすれば良いですか。
A501 令和8年度の交付申請等は、原則電子申請となります。電子申請システム「Jグランツ」よりご申請ください。
令和7年度以前に交付申請をした方は、原則「電子メール」による申請となります。
提出方法の詳細については、募集要項をご確認ください。

Q502 申請書類を窓口を持参することはできますか。
A502 原則として窓口での受付は行っておりません。
令和8年度の交付申請等は、原則電子申請となります。電子申請システム「Jグランツ」よりご申請ください。

Q503 申請受付は先着順ですか。
A503 先着順となります。
ただし、提出された書類に不備がある場合、是正されるまで申請受付はできません。
申請受付ができないことによる申請者の不利益については、公社及び都は一切の責任を負いません。

Q504 申請が多く、予算を超過してしまった場合、受付する案件はどのように決定しますか。
A504 予算を超過した日に申請のあった全ての案件について抽選を行い、予算の範囲内で受付する案件を決定します。

Q505 申請した案件の審査状況について教えていただけますか。
A505 審査の進捗状況等についての回答は致しません。

Q506 交付決定等のお知らせはいただけるのでしょうか。
A506 令和8年度の交付決定通知書等は、補助事業者へ「Jグランツ」にて通知書を送付致します。
令和7年度以前に交付申請した方は、通知書等を郵送にて送付致します。
メール、電話等で別途連絡することは致しません。

省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業

Q & A 集

■当事業は都内中小事業者が、設備の導入により事業所内のVOC排出量を削減する取組が対象となります。

更新日 令和8年4月1日

Q507 交付決定までの期間はどのくらいですか？

A507 2か月程度が目安となります。ただし、申請書類に不備がある場合、不備の修正指示等の対応によって審査期間が長期化する可能性がありますので、予めご了承ください。

Q508 申請を代行してもらうことはできますか。

A508 代行による申請はできません。申請者自身で申請ください。

Q509 申請にあたってGビズIDは必要でしょうか。

A509 令和8年度の交付申請より、電子申請システム「Jグランツ」より申請となります。「Jグランツ」のログインには、GビズIDが必要なため、申請にあたりGビズIDが必要となります。

Q510 東京都VOC対策アドバイザーからの支援を受けてからでないと申請できないのでしょうか。

A510 東京都VOC対策アドバイザー利用は必須ではございません。要件を満たしていれば、ご自身で申請頂けます。

Q511 設備の更新を計画しているのですが、既存機器のカタログが見つかりません。

A511 機器についてご不明な点等はメーカー様にお問い合わせの上、提出書類をご準備いただくようお願いいたします。必要事項の確認ができないと審査ができかねます。

Q512 工場の許認可に関する書類とはどのような名称の書類でしょうか。

A512 工場許認可の申請にて最終的に区市町村の担当部門から発行される「認定書」をご提出ください。

Q513 関連する機器、原材料のSDSは全て必要でしょうか。

A513 機器についてのSDSは不要ですが、原材料についてのSDSは全て必要です。

Q514 見積依頼業者から提出された見積書内訳は、「〇〇一式△△円」という記載ですが、問題ありませんか。

A514 経費内訳は必ず数量×単価で記載し、その根拠が必要となります。見積依頼業者には、概算であっても一式では計上せず、全ての品目について数量と単価が記載されている見積書の内訳を求めて下さい。

【工事、各種手続き】

Q601 交付決定前に施工業者等へ発注をしている場合は、補助対象となりますか。

A601 補助対象とはなりません。

Q602 補助事業に計画変更の可能性が生じた場合、どうしたら良いですか。

A602 速やかに会社に相談してください。

Q603 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたらよいですか。

A603 速やかに会社に相談してください。

Q604 乾燥機の導入についての申請ですが、乾燥機の写真を提出すればよいですか。

A604 乾燥機を導入する場合、冷凍機の写真のご提出も必要となります。

【その他】

Q701 施工業者等の紹介をしていただけますか。

A701 施工業者等の紹介は行っていません。

Q702 施工業者は、東京都内の業者を選ばなければなりませんか。

A702 施工業者は、都外の業者でも構いません。